九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

出荷阻止のピケットの正当性

林，迪廣
九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1693

出版情報：法政研究. 42 (1), pp.86-92, 1975-08-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

判例研究

出荷阻止のピケットの正当性

――福岡高決昭和四九・六・一　丸五株式会社出荷妨害仮処分抗告事件（判例時報七四八号一一三頁）によせて――

林　迪　廣

一

本件事案は、コンクリート二次製品を製造販売する会社と組合との争議において、組合が出荷阻止のピケをおこなうという争議戦術をとったため、会社が組合に対してその妨害禁止の仮処分を申請したものである。地裁においては、最初、言論による平和的説得以外の出荷妨害を禁ずる旨の任意の履行に期待する仮処分を発したが、組合がこれに応じないため、改めて、不作為のみならず執行官による妨害排除の仮処分申請をおこなったものである。これに対して原審はその必要性を否定して申請を却下したが、抗告審決定においては、原決定を取消し必要性を認めて申請を全面的に認定している。出荷阻止のピケのみならず、労使の力が対抗し流動しあう集団的現象に対して仮処分による干渉の適否を問題とすることは、それ自体労働争議法上の重要な課題であり、本件事案のように高裁段階において原審の判断とは正反対に積極的仮処分の必要性を認めた事例は注目されるところであり、この点でも本事案研究上の基本的論点といわなければならない。

しかしこの小稿においては、かつてピケット権の法構造について考えていたことを（「ピケット権論と争議権の本質」法政研究二九巻一・三号、「ピケット権の今日的課題」労働法律旬報八一六号、その他）、出荷阻止のピケという側面から見直すことだけに限定して、覚書程度に検討するものである。いわば出荷阻止のピケをピケット権理論のなかにどのように体系位置づけするかが小稿の目的とするところである。

さて本件事案についてみれば、会社工場の平常の製品の出荷量は一日平均約二〇〇トン、トラック一二、三台位であるが、言論による説得以外の阻止を禁ずる任意の履行を求める仮処分認容後も、約五〇日間にわたって、会社側職員による出荷業務に対して、組合は組合員八〇名ほか支援労組員により、トラックの進路を人垣をもって封鎖し搬出を不能ならしめたという事実が認定された。このような状況下において会社は改めて出荷業務妨害排除の積極的仮処分申請に及んだものであり、原審ではこれが却下されたこと、高裁においてほぼ全面的に認容されたことはさきに述べたとおりである。この判断の差異は、法的には仮処分における必要性の存否の判断の差異によることが大きいことは認められるが、単にそれだけではなく出荷阻止のピケの争議法上の理解の差異もまた結果を左右したものであることが認められる。すなわち高裁決定においては、出荷阻止のピケについて　(1)出荷部門におけるストの結果出荷業務の停止は争

議行為の当然の結果として会社は受忍しなければならない。(2)しかし会社は争議中出荷業務を停止する義務を負ういわれはなく、職員第三者等により出荷業務をおこなう法的自由をもつ。(3)したがって組合により妨害されている場合には、会社はその営業権、管理権および製品の所有権に基づき妨害排除を求める権利を有する。(4)「出荷業務につき、労働力の提供を拒否することによって会社側に対し出荷業務の運営を困難ならしめることは勿論のこと、さらにいわゆるピケットにより会社側の行う出荷業務を防止しようとすることもできるけれども、その手段はあくまで言論による平和的説得ないし団結力による示威の限度内においてのみ是認されるものであり、それ以上に実力をもって 会社側の業務遂行についての自由意思を抑圧し 或は営業権、製品に対する所有権ないし管理権の行使を不能ならしめることは許されるものではない。」 としている。上記(4)に示される判断は、最高裁が昭和三〇年代前半において三友炭鉱事件以下一連のピケ事件判決において展開した、争議権の本質およびピケットの争議行為上の位置づけの理論的系譜に属するものであることは明らかである（前出法政研究の拙稿参照）。

これに対し原審決定においてのピケットの捉え方をみると、高裁決定の(1)ないし(3)については同趣旨の立場であるが、(4)に対応する点についてはつぎのように述べる。「すなわち、債務者労働組合は争議権の行使として同盟罷業による労働力の引き上げのほかに、ピケッティング等の方法によって代替労働力の就業を阻止し、あるいはこれら労働力による製品出荷を阻止することを適法になしうるというべく、特に出荷部門については債権者ら会社側にとって代替労働力の確保が容易であること、出荷という行為が一回的即時的であるため会社側は直ちにその目的を達することができ、これが自由に行われれば出荷部門の同盟罷業は無意味なものとなることを考え合わせると、争議行為としての出荷阻止は暴力の行使や脅迫等違法な手段によるものは論外として、ある程度の実力の行使は許されるものと解すべきであ」るとしている。この論旨は原審決定の仮処分の必要性の存否に関係して述べられているが、ピケットの正当性を論じたものとしてとらえることができる。すなわち原審決定は、出荷阻止のピケをめぐる態様として、(A)製品出荷阻止のピケは出荷業務を行う代替労働者に対するピケであるから、スト参加組合員に対する代替労働力の就業阻止のためのピケット一般の一態様として考えることができる。(B)出荷業務を行う代替労働力の確保ははなはだ容易であり、かつ出荷行為は一回的即時的であるから、それが実行されれば争議行為の実効性は否定される、という二点を明らかにしている。なお上記引用に続いて、(C)労働紛争は自主的交渉による解決に委ねらるべきが労働法の原理であり、 争議中における国家の介入は差控えるべきである、と指摘しているが、この三点はピケット権理論の構成を考えるうえで重要な指摘であると考える。

二

一般に、ピケットはストライキの実効性を確保し、またストライキを防衛するために行われるものであるといわれてきたが、そのような表現は、争議権としてのスト権とは別個にピケット権を考えるという誤解を生ずる恐れのあることをいままでにも指摘してきたが（最高裁三友炭鉱ピケ事件判決の論旨はまさにそのような立場のあらわれであった）、ピケットの法理をめぐる学説の展開は、判例理論の批判的検討を通して独自のものをつみ重ねてきたといえるであろう。すなわちピケットが法律上の問題として登場した初期においては市民的自由の法理にのっとりながら「平和的説得」理論の範囲内でその合法性を認めようとした。しかし判例は、わが国争議行為中の特別の事情――スト破りによるピケラインの攻撃や組合分裂による強行就労などの具体的事情に着目して、平和的説得論の法理と訣別することにはちゅうちょを示しながらも、徐々にピケラインにおける物理的、実力的強制を許容する態度を示すようになった。そして昭和三〇年代前半に至って最高裁は「諸般の事情」論を採用するに至ってピケット権理論は一つの転機を迎えたわけである。もっとも「諸般の事情」論が、その後最高裁決昭四五・六・二三（労旬別冊七四七号「札幌市労連事件」）にみられるように、「使用者の誠意のない交渉態度、組合の団結がみだされ同盟罷業がその実効性を失うのを防ごうとしたピケ」というように使用者の態度と相関的に争議の実効性確保という視点から積極的に捉えた判断を明らかにするなどの発展をうみだし、この意味で「諸般の事情」論は、「平和的説得」論を克服する契機をもつものとして評価する考え方もあるが、それは「諸般の事情」を考慮する視点の選択によってであり、「諸般の事情」論それ自体は、一般的な情況酌量論を超えるものではないと考えている。ピケットを労使の集団的対抗関係の全体のなかでみないで、孤立的にのみみる視点――ピケの規模、時間などだけ――がなお一方において存在するのは、結局のところ争議行為の本質、争議行為としてのピケの性格の明確化がなお不十分であるからと考える。その意味で、争議行為イコール同盟罷業イコール消極的不作為行為と捉えた最高裁の争議権理論が真に克服されることが必要であろう。

争議行為の概念の画定については、法型態的側面からする場合と行為の実質的内容から捉える法理的側面からする場合とが考えられる。前者の場合については、労調法七条および六条に即して考えることとなるが、その中心となる要件は業務の正常運営の阻害行為であり、それはすなわち団結意思による使用者の労働力に対する指揮監督権行使の拒否であると言いうるであろう。この場合においても団結による使用者の支配権の拒否が消極的なものに限定さるべしということにはならないはずである。本件抗告理由中には、組合は、業務の正常運営阻害行為を争議行為とすることにより、争議権の内容たる正当な争議行為とは同義でないにもかかわらず、これを同一視し、操業の実力阻止をも争議権の内容であるとする誤った論理に立っていると

主張している。しかし、労調法七条は労調法施行に必要な限りにおいての争議行為についての定義規定であるとするのは一般に認められているところであって、刑事上、民事上の争議権の限界を規定したものではないから、業務運営阻害行為の態様が物理的・実力的なものを一律に排除したものではないのであって、抗告理由のいう争議行為全体と正当争議行為の混同ということにはならないはずである。かえって労調法七条イコール正当争議行為の限界とする抗告理由の論旨が誤りといわねばならない。

さて、つぎに争議行為の法理的構造ないし実質的性格についてであるが、これについては以前に述べた見解をなお維持しているのでそれによりたい。「ストライキは、集団的な職場からの退去すなわち労働力給付義務の不履行という事実行為によって、使用者の労働者に対する指揮支配権を排除し、営業の自由に打撃を加えるものであることはいうまでもないが、使用者はいったんは阻害をうけた操業の自由を回復するために、いつでも第一次的には労働市場において必要な労働力を調達し、それが実際上実現できない場合には、取引市場との関係を維持することによって、企業経営の目的を達成することを図るし、資本制法秩序はそのようなものとしての営業の自由による財産権保障を貫徹している。争議権の性格に関して事実行為として使用者が損害を受けることを受忍せざるをえない、としたのは、争議行為によって営業の自由が法的に否定されるということではなく、争議行為に対抗していつでも営業の自由という法的自由の行使が可能であるとされるからにほかならない。そして事実、使用者は営業の自由の名のもとに、これを最大限の武器として社会的に要請される妥当な受忍の限度を無視して、争議中もスト破りなどによって営業を強行しようとする。そのようなことになっては、業務の正常な運営の阻害状態という事実はいっこうに実現できないことになる。」「争議行為によって認められる組合の使用者への経営的加害とは、業務阻害状態の一定の継続によってはじめて実現できるものであって、労働力給付義務の不履行はその出発点をなすにすぎないものである。使用者が営業の自由を継続的に行使できないような事実状態を維持するためには、消極的な労働力給付義務の不履行という事実行為につづいて、使用者と労働市場、または取引市場とを遮断せしめるための行為が必要とならざるをえない。ピケットはまさしくかような使用者の営業の自由の行使に対処するための集団的行為であって、争議権保障の趣旨が、集団的事実行為によって使用者の法的自由の行使に打撃を加えることを容認するものである以上、ピケットが集団的阻止行為としておこなわれることを違法とする理由はない。」「争議権の一内容として、その発現型態としてピケットという態様が存するというべきであり、……争議手段は使用者の対抗行為との相関において、流動的にストライキ、怠業などと同様にピケットという争議態様が考えられるのである。」（拙稿労働法律旬報八一六号一二～一三頁）

以上のようにピケットは、使用者の営業の自由の団結体による阻害の継続的集団的行為の一態様としての性格をもつものと考えるのである。使用者の争議中における営業の自由の発現型態は、第一に代替労働力の調達による生産過程の場においてであり、第二には製品、原材料の取引による流通過程の場においてである。大量商品生産を行う工場経営においては、使用者は争議中も第二の取引市場との連絡が確保される限り、企業経営の目的を実現できるものというべきである。したがって業務の正常運営を阻害することを目的とする争議行為が、使用者に認められるこの財産法的自由の行使の阻止をまったく抜きにしては考えられないのは当然といわなければならない。

この点に関し本件原審決定が、出荷行為の一回性即時性に着目して、出荷阻止ピケの合法性を広げようとしていることは大いに評価すべきである。しかし原審決定が出荷阻止ピケを出荷業務をおこなう代替労働者に対するピケという性格づけをしている点についてはなお検討を要すると思われるので以下この点について考える。

争議中における使用者の営業の自由は、市民法的な財産権の社会的機能としてみることができるが、それが代替労働力調達による生産続行という場での営業の自由の実現は、スト参加組合員と社会的、階級的に同一の労働者の雇用をとおしてはじめて発現できる法的自由である。しかも労働者に争議権が保障された現行法秩序の下においては、現実にはピケラインをめぐる争議権対就労労働者の労働の自由というかたちでの対立となり、使用者の財産権それ自体は背後にかくれたかたちをとる。ピケラインにおけるこのような衝突現象は、団結権にもとづき組織強制の実現作用であり個別労働者の労働の自由に優位するものとして、物理的・実力的阻止によっても、団結の「規範が強制されたという以外にはなんらの侵害も生じていない」（片岡・横井編「演習労働法」二四四頁、佐藤昭夫教授執筆）のであるから、このような場合ピケ破りに対して国家が保護を与える正当な理由は存しないものといわなければならない。ピケッティングは、語義としては使用者の行動に対する見張りということであろうが、平和的説得論はともすればピケラインにおける組合員対スト破りの次元での適用原理におちいりやすく、また組織強制法理の発現としてピケット法理を考える場合、スト破りに対する物理的・実力的阻止の妥当根拠を引きだせるが、財産権行使としての営業の自由の限界づけを背後におしやる可能性なしとしないのである。

これに対して使用者の営業の自由が、争議中に製品取引という流通過程の場にあらわれる場合につきピケとの関係を考えてみると、使用者は営業権、管理権、所有権、物上請求権等々まさに財産権保障を直接前面に振りかざしてピケットの否認に立向ってくるわけである。本件高裁決定はもとより、原審決定もまたこのような使用者の権利の存することは確認している。そしてだからこそ原審決定は出荷阻止のピケットについて、仮処分の必要性の範囲の問題として取扱い、かつ、出荷業務をおこ

なう代替労働者に対するピケという性格づけ、すなわち労働過程におけるピケとして捉えたのである。生産労働過程の場でのピケに代替労働力という人—労働者に対するものであるのに対して、流通取引過程の場でのピケは物—私有財産に対するものであり、それを適法とするには財産権行使の限界を明確にすることが必要である。原審決定の出荷阻止ピケの上記の性格づけは、使用者の行う出荷業務の強行の態様を具体的にみた場合、実践的な解釈理論として評価しうる場合のあることも十分に考えられるばかりでなく、出荷阻止のピケ一般の理論としても法技術的に現実に説得力と実効性をもつであろうことは否定しがたい。その点は十分に評価しつつも、しかもなおピケットの法理としては、使用者の営業の自由の発現型態である生産労働過程においても、また流通取引過程においてもその阻害行為としてピケは適法という基本的立場を貫くことが必要ではないかと考えるのである。ただ前記引用の拙稿により、ピケットがその本質目的からして使用者と労働市場との遮断のみならず取引市場との遮断に向けられる両面の発現型態をもつことを認めるとしても、いわゆる出荷阻止のピケが物理的・実力的阻止としても行使しうるものかについての根拠づけがなお不十分極まるものであったことは認めねばならない。なんといっても出荷阻止のピケラインにおいては、団結と財産という異質の性格の権利が衝突するものであるから、労働法における組織強制法理対個別労働者の労働の自由という法的次元で処理することができないからである。一般的抽象的には団結権が保障されたこと自体の結果として労使関係において機能する財産権は制限をうけるとはいいうるけれども、その具体的明確化は、個別的な労使紛争の処理をとおしてなされることになる。生産管理という争議行為の正当性については、最高裁は争議権と財産権との調和の名の下にこれを否認したが、業務命令権、施設管理権の限界については学説判例によって財産権行使の限界性がそれなりに明らかにされてきた。そこで物理的・実力行使による出荷阻止のピケの正当性の根拠として、争議行為としてのボイコット法理と関連づけて考えられるのではないだろうか。ストライキ・怠業という争議行為は、労働力供給義務の不履行という性格からして、いわば消極的に財産権——営業の自由を阻害するものであるが、ボイコットは、団結意思により組合員みずからはもちろん広く第三者に訴えて使用者の営業の自由を——流通取引市場において積極的に阻害することを目的とする争議手段である。わが国ではまだ効果的な争議手段として採用されていないが、欧米労働争議法上争議手段として認められる場合も多かった。そして二次的ボイコットは屢々同情ストというかたちで実行されたようでもある。たとえ欧米におけるボイコットの法理が市民法上の買止めの自由に由来するものであるにしても、実際には争議行為による財産権行使の積極的阻害の性格をもつことは否定しがたい。このことは争議行為としてのピケが代替労働力に対してのみすなわち使用者と労働市場との遮断のために

のみ行使できるというだけではなく、使用者と取引流通市場との遮断のためにも正当に行使しうるとする理論構成を補強することになろう。そして団結権保障の憲法秩序の下においては、出荷阻止のピケを物理的・実力的強制として実行することの妥当根拠もさらに明確にすることができるのでないかと考えられる。

（本件事案は大学院特講において博士課程阿原稔君が研究報告をされたが、その際の討論を通じて筆者の考えたところを覚書にまとめたものである。）

商事判例研究

九州大学産業法研究会

形式上株式会社ではあるが実質上は代表取締役の個人企業である場合に商法二六五条の規定に基づく取締役会の承認を得ないで会社がした他の取締役からの金銭借受が無効であるとの会社側の主張が信義則上許されないとされた事例

昭和四九年五月三〇日東京高裁判決（昭和四七年（ネ）一〇八一号貸金請求控訴事件）判例時報七四七号一〇〇頁

〔事実〕訴外A株式会社の取締役X（原告・控訴人）は、A会社の経営が苦しくなったため、代表取締役Y（被告・被控訴人）の求めに応じて、A会社に対し、一〇〇万円を利息日歩二銭五厘で弁済期の定めなく貸与し、同会社はこれを営業資金として使用していたが、業績も好転することなく、遂に半年後には店舗を閉鎖し、従業員も解雇して事実上消滅するに至った。A会社の存続中にXがYに対し、A会社の取締役を辞任したい旨申し出たところ、X・Y間で、右一〇〇万円がXのA会社に対する出資金であるか、貸付金であるかにつき争いが生じ、結局、右一〇〇万円のうち六〇万円を元金とし、弁済期は一年後、弁済期までの利息合計金一五万円とする準消費貸借が、XとA